平成２２年（フ）第１３号
千葉県香取郡東庄町笹川い1641番地
債務者　岩清水　隆
1　決定年月日時　平成22年５月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金城未来彦
4　破産債権の届出期間　平成22年６月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年８月19日午前11時
6　免責意見申述期間　平成22年８月18日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２２年（フ）第１２２１号
名古屋市守山区大字中志段味字古山田2599番地の33
債務者　長谷川貴敏
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石井　三一
4　破産債権の届出期間　平成22年６月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午前11時45分
6　免責意見申述期間　平成22年８月19日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４０号
秋田県大館市川口字洞バミ45番地204
債務者　小笠原庸五建築事務所こと　小笠原庸五
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　川田　繁幸
4　破産債権の届出期間　平成22年６月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午後２時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２２年（フ）第７２号
栃木県小山市天神町１丁目４番15号一徳ハイツパートⅢ225号、従前の住所栃木県小山市天神町２丁目７番７号ＳＳＫグリーンパーク小山Ⅲ404号
債務者　増田　嘉昭
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鹿村　庸平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月６日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年７月５日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第３３８号
兵庫県尼崎市長洲東通３－１－13－702、住民票上の住所兵庫県川西市錦松台25番８号
債務者　冨高　光治
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　持田　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月８日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３３９号
兵庫県尼崎市長洲東通３丁目１番13－702号
債務者　冨高　國光
1　決定年月日時　平成22年５月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　持田　俊介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月８日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成22年７月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第３７９号
兵庫県西宮市松山町17番36号
債務者　安部　和志（旧姓杉野）
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　太田　吉彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月22日午前10時
5　免責意見申述期間　平成22年７月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５４８号
兵庫県尼崎市東園田町３丁目77－６－101、住民票上の住所神戸市北区中里町１丁目８番地の191
債務者　幹　　潤
1　決定年月日時　平成22年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　戸谷　嘉秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月28日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年７月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３号
秋田県大仙市南外字丸木橋119番地
債務者　高橋　勇人
1　決定年月日時　平成22年５月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙橋　敏朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年７月11日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２２年（フ）第１５５号
秋田県男鹿市男鹿中滝川字萱置場26番地
債務者　高桑　清仁
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊勢　昌弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月15日午後２時
5　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５４５号
さいたま市北区日進町２丁目764番地２　ホワイトパレス大宮212号
債務者　福田　昭光
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　径一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第５４６号
さいたま市北区日進町２丁目764番地２　ホワイトパレス大宮212号
債務者　福田　静子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　須藤　径一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年７月26日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成22年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２２年（フ）第５４号
岩手県大船渡市大船渡町字下船渡71番地１
債務者　吉田　弘枝
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第６０号
岩手県大船渡市大船渡町字明神前10番地40　県営住宅２号棟203号
債務者　蒲生　洋子
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２２年（フ）第２６６号
愛知県高浜市春日町１丁目２番地１　県営赤松住宅３棟203号
債務者　沢田　　真
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２７０号
愛知県知立市西町落合23番地　トワグリシーヌⅡ102号
債務者　東田　芳江
1　決定年月日時　平成22年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係